

【注意喚起】

震災に便乗した悪質商法や詐欺
訪問買取(押し買い)

にご注意ください!

震災に便乗した悪質商法や詐欺

大規模な地震の後には、地震災害に便乗した点検商法やかたり商法といった悪質商法が横行します。これは被災地だけでなく周辺地域でも発生します。本県ではまだ相談はありませんが、トラブル未然防止の為に注意喚起します。

過去の震災時にみられた便乗商法の例

- ・公的機関ではないのに、公的機関を負わせる名称で「家屋の耐震診断をします」というチラシ広告を配布して勧誘、高額な契約をさせる。
- ・「被災地に送るためにボランティアで古い布団を集めている」と訪問し、布団を寄付した人に「いい布団なのでもったいない。打ち直しをした方がいい」と高額な布団のリフォームを勧誘する。

過去の震災時にみられた義援金詐欺の例

- ・日本赤十字社や中央共同募金会の名をかたり、担当者と呼ぶ個人の銀行口座に義援金を振込む依頼のハガキや電子メールを送りつける。
- ・公的機関を思わせる名称を用いて、自宅を訪問したり、ハガキを送ったりして義援金名目のお金を求める。

<対処法>

- ・被害に遭いそうになったときは、すぐに最寄りの市町村相談窓口や県消費生活センターに相談する。
- ・被害に遭ってしまったときは、警察へ届け出をする。

参考

国民生活センター 報道発表資料(2011.3.14 付け)

訪問買取(押し買い)

最近、高齢者を狙った貴金属等の訪問買取(押し買い)に関する悪質商法が発生しています。

今のところ、発生件数は多くありませんが、今後の被害の拡大を未然に防ぐために注意喚起するものです。

センターに寄せられた訪問買取(押し買い)に関する相談件数 2件

例)・高齢の母宅に「訪問して、貴金属を買取りたい」と業者から電話があり、曖昧な返事をしたようで不安だ。

・不要なものを引取ると町内を回っている業者から貴金属を出すように強要され、金の指輪を千円で売ってしまった。安すぎるので返してほしい。

<対処法>

- ・玄関に鍵をかけ、相手がどのような業者なのか確認し、一人で対応するのは避ける。
- ・買取ってもらうつもりがないなら毅然と断る。
- ・訪問した業者に退去するように言っても自宅に居座ったり、物品を何か出せと強く迫るなど、怖い思いをした時は警察を呼ぶ。
- ・被害に遭いそうになったときは、すぐに最寄りの市町村相談窓口や県消費生活センターに相談する。

参考

国民生活センター発行の、「見守り新鮮情報」第92号
国民生活センター報道発表資料(2010.12.21 付け)